

## 茨木市私立幼稚園等園児に対する検査・検診料の支出に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内に所在する私立幼稚園及びこれに準ずると市長が認める施設（以下「私立幼稚園等」という。）に通園する園児に対する尿検査並びに内科及び歯科検診（第2及び第3において「検査・検診」という。）を市立幼稚園と同様、市の負担で実施することにより、市立幼稚園及び私立幼稚園等へ幼児を通園させている保護者間の公平性を確保するとともに、幼稚園児の健康の保持増進を図り、もって本市幼児教育の円滑な実施と振興に資することを目的とする。

### (支出の範囲)

第2 市の負担で実施する検査・検診の対象は、私立幼稚園等に在園し、市内に保護者とともに居住する園児（第3において「対象園児」という。）に対して検査・検診を実施した市が指定した検査機関（第3及び第5において「検査機関」という。）並びに園医及び各園指定医（第3及び第5において「園医等」という。）とする。

### (支出額)

第3 市長は、対象園児に対する尿検査については検査機関、内科及び歯科検診については園医等の申請に基づき、検査・検診の手数料（以下「検査・検診手数料」という。）として検査機関及び園医等に支出するものとする。ただし、内科及び歯科検診については、園児1人につき1,000円を上限とする。

### (支出申請及び申請の期限)

第4 検査・検診手数料の支出を受けようとする者は、私立幼稚園等検査・検診手数料申請書（           年度）（様式第1号）に、尿検査・（内科・歯科）検診受検者名簿（           年度）（様式第2号）及び市長が別に定める請求書を添付し、指定された期日までに市長に申請するものとする。

### (検査・検診手数料の支出)

第5 市長は、第4の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、適正と認めたものについて検査機関又は園医等に検査・検診手数料を支出するものとする。

### (支出の取消し等)

第6 市長は検査・検診手数料の支出を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支出せず、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支出を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市私立幼稚園等園児に対する検査・検診料の支出に関する要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施した検査・検診について適用し、同日前に実施した検査・検診については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

医療機関（検査・検診機関）所在地

医療機関（検査・検診機関）名

医 師（代 表 者）名

印

※自署の場合は押印不要

私立幼稚園等検査・検診手数料申請書（ 年度）

標記について、金 \_\_\_\_\_ 円を申請します。

1 内訳

（ \_\_\_\_\_ ）検査・検診手数料

@ \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 人 = \_\_\_\_\_ 円

※受検者名簿は、別添のとおり

2 備考

（振込先） \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

（口座番号） 普通・当座 No. \_\_\_\_\_

（名義・フリガナ） \_\_\_\_\_

